

湯河原町公共施設LED化事業公募型プロポーザルに関する質問回答書

令和8年6月17日

湯河原町 財政課

質問・回答一覧（順不同）

No	質 問	回 答
1	仕様書6（1） 業務内容に「老朽化施設への対応計画」とありますが、本業務は、LED照明賃貸借業務に関連する照明器具の更新・交換等に係る対応計画を指すとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書11イ 動産総合保険について、当該保険の保険金でカバーしきれない費用が発生した場合は、貴町にてご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、そのような事象により本賃貸借契約が解除となった場合、受注者の負った損害は貴町がご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	基本的には状況に応じて別途協議を想定しておりますが、対応について事業者提案することを妨げるものではありません。
3	仕様書11イ 「照明器具の設置から賃貸借期間終了までの間の適切な保険に加入し」とありますが、照明器具の設置から賃貸借開始日まではあくまで仮使用期間となり動産総合保険の付保はできません。（動産総合保険の付保は賃貸借期間のみとなります。）施工中は施工役割業者の賠償責任保険等の加入、賃貸借期間開始日から終了日までの間はリース事業者の動産総合保険の加入との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書7（3）セ 施工期間中、火災保険またはそれに代わる保険等に加入すること。また加入を証明するものを受注者に提出すること。との記載がありますが、施工役割業者から貴町（発注者）へ提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書11イ 賃貸借期間中において、動産総合保険対象外と	No. 2を参照してください。

	<p>判断される地震等の天災地変、その他不可抗力事象が起因する物件の損傷又は滅失が発生した場合の現状復帰にかかる費用は貴市にてご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。また、そのような事象により本賃貸借契約が解除となった場合、事業者が負った損害は貴町がご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>仕様書7(4) PCB・アスベストについて PCB、アスベスト含有に関する調査費及び調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は貴町と協議の上ご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 2を参照してください。</p>
7	<p>仕様書8ア 仕様書11ア リース開始前は、あくまで仮使用期間中でございます。仮使用期間中に消灯等が発生した場合、その原因が機器の不具合によらない事象（受注者の責によらない原因）である場合は、貴町にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 2を参照してください。</p>
8	<p>仕様書8 メーカーの指定する定格寿命を超えて使用したLED照明の劣化や照度の低下、不点灯等については保守・保証の対象外になるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 2を参照してください。</p>
9	<p>仕様書8 既設の配線や、既設設備が要因となり不具合等が発生した場合は受注者の責ではないと考えます。今回賃貸借するLED照明器具が要因でない不具合等が発生した場合の交換・保守・修繕等の費用負担は貴町との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>発生した場合は詳細を説明していただき、協議させていただきます。</p>
10	<p>仕様書8才 他自治体様の案件においては多くの場合、蓄電池内臓の照明器具のバッテリー交換は5~6年目に1回交換となっておりますが、その認識で</p>	<p>事業者提案によることとしております。</p>

	よろしいでしょうか。	
11	仕様書 6 (6) アスベスト飛散防止対策は本契約に含むとご ざいますが、アスベスト調査結果のご開示をお 願いできますでしょうか。	対象施設内、アスベスト 等該当施設及び使用が 確認された施設は本庁 舎となります。使用が確 認された箇所について は、以下のとおり対応を しています。 石綿含有保温材等は、目 視・設計図書等による調 査の結果、使用がないこ とが判明しています。ま た吹き付けアスベスト 等については、使用が確 認されていますが、ばく 露防止の措置済みです。
12	仕様書 7 (1) オ 40W 直管、20W 直管に関し CISPR15 の要求がご ざいますがこの仕様はメーカーの特定になっ てしまい公平性に欠けると思われます。「各施 設のノイズに悪影響を与えない器具」と置き換 えてよろしかったでしょうか。	CISPR15 に準拠した製品 であることが確認でき る書類が提出できる製 品に限ります。
13	仕様書 7 (4) ア・イ PCB・アスベストの記載がありますが、既存 の調査結果をお示しいただけますでしょうか。	No. 11 を参照してくださ い。
14	仕様書 別表 2 予想されるリスクと責任分担 建設段階 用地確保 資材置場の確保は事業者負担となっております が、各施設様と協議をさせて頂く事、で宜し かったでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施要領 14 (1) ア 見積書の書式に指定はありませんでしょうか。ま た見積書に記載する金額は契約金額総額 (税 込) との認識でよろしいでしょうか。	書式に指定はありません 。また、金額は税別で お願いいたします。
16	実施要領 9 企業の共同体 (グループ) は、国土交通省にお	お見込みのとおりです。

	<p>いて制度化されている合弁事業（JV）ではなく、出資等、規定の策定や決算・監査等は不要であり、リース部分と施工部分の役割分担を明確化し、各責任分野において法的に可能な範囲内で連帯して責任を負うことを目的とする共同企業体という認識でよろしいでしょうか。</p>	
17	<p>実施要領7（2）賃貸借期間 令和9年7月1日～令和19年3月31日の記載があり9年7か月のリース期間となりますがお間違いないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
18	<p>実施要領14（2）ア 業務提案書の提出枚数が両面印刷で15枚の上限がございますが、湯河原町ホームページ上にあります、対象器具・既存照明を元に選定したLED明細を添付できればと考えておりますが、15枚には含めないで宜しかったですでしょうか。</p>	実施要領内、14 業務提案書の提出（2）アに記載のとおり、表紙、目次を除き、図表等を含めて30ページ（両面印刷で15枚）を上限とします。
19	<p>実施要領16（1）ウ プロポーザル出席者が3名の制限がございますが、グループ構成員で参加するとなると最低でも5名が必要と思われませんが、お認め頂けますでしょうか。</p>	実施要領内、16 審査（1）ウに記載のとおり、3名以内でお願いいたします。
20	<p>その他 本事業はプロポーザル提案方式案件であり、入札保証金・契約保証金は免除との認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	<p>その他 企画提案書等を持参で提出時及びプレゼンテーション実施時に提出者、参加者が代表者でない場合、その企業の者であれば委任状は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
22	<p>契約について 契約書は受注者書式との認識でよろしいでしょうか。貴町制定の書式であれば、契約約款の雛型を質問回答時に開示していただくことは可能でしょうか。また、契約内容について協議</p>	通常のリース契約時に使用している契約書案を開示いたします。こちらをベースに協議させていただきます。

	や修正は可能でしょうか。	
23	リース料の支払方法について リース料は、例えば第1回目令和9年7月1日～7月末日のリース料は令和9年8月にご請求し、30日以内にお支払いいただく（以降同様）というように月払いの認識でよろしいでしょうか。	基本的には年度ごとの支払いを想定しております。No. 22の契約書案を参照してください。
24	請求書の送付方法 事業者が利用する電子送付サービスで請求書を送付することを検討していますが、電子での請求書のやり取り（メールでの送付を含む）は貴町において対応可能でしょうか。	対応可能でございます。
25	施設の統廃合等が発生した場合 賃貸借契約期間中に施設の統廃合等、貴町の事由により物件が不要となったり、契約が変更または解除となった場合は、貴町において残賃貸借料をご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	設置場所の変更について 貴町による物品の移動を行う場合、事前にご相談いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、貴町による物品の取外し、設置・調整が要因で機器に不具合が生じた場合の費用負担については、貴町にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	別紙2 予想されるリスクと責任分担 建設段階 工事遅延・未完工 世界情勢の影響等により、今後、不測の事態が発生し、メーカーの供給力不足による納期遅延や物流遅延等に伴う設置作業の遅延が生じる可能性があります。このような状況により設置納期遅延の恐れが発生した場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借開始時期変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	受注者の責によらない事情により、資材等の納期に遅れが発生することを理由に申出があった場合は協議に応じます。
28	別紙2 予想されるリスクと責任分担 設計段階	協議には応じさせてい

	<p>階・計画、建設段階 物価の変動 提案書提出時からリース開始前の物価上昇や金利上昇があった際、契約金額（賃貸借料）の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>ただきますが、別表1 評価項目表にて、見積書の金額の評価点を定めています。そのため、評価点を高くするために、最初から低い金額での提案を避けるため、契約金額上昇の正確な根拠をお示しいただきます。</p>
29	<p>その他 本人確認の協力について 月額のリース料が10万円（消費税等込み）となる場合、犯罪収益移転防止法に則り、指定様式に基づく取引ご担当者本人確認の実施および、確認書式を指定期間保存しなければなりません。ご協力いただけますでしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
30	<p>その他 別表1 評価項目表 企業評価（業務履行能力）の評価ポイントについてお伺いいたします。リース役割の実績も重要ですが構成員や施工下請け会社の実務経験も重要と考えております。実務経験実績も評価いただけますでしょうか。</p>	<p>評価項目については、別表1 評価項目表のとおりとさせていただきます。</p>
31	<p>その他 湯河原町LED化対象施設一覧表に記載の施設名と各課管理施設蛍光灯チェック表に記載の施設名が合致していない所がございますが、整合性を取った形でお示しをお願いできますでしょうか。</p>	<p>修正したものを掲載しております。ご確認ください。</p>
32	<p>その他 各課管理施設蛍光灯チェック表に記載の「合計本数」は器具台数でしょうかランプ本数でしょうか。合計本数3、2灯用となっているところがございます。例：千暮公園</p>	<p>合計本数についてはランプ本数になるかと思えます。ですが、実施要領内、5対象照明器具の種類及び数量にも記載してあるとおり、記載内容の一切を保証したものではありません。あくまでも目安の数字と</p>

		<p>してご利用ください。また、灯用については合計本数よりも不正確である可能性が高いです。</p>
33	<p>その他（質問 32 の追加） 仕様書 4 対象施設「対象施設一覧」の「既存照明・種類一覧」表内の非常灯本数・合計本数・灯用欄に記載の数字がアンマッチとなる箇所がございます。器具台数を算出するにはどのように算出すればいいのかお示しをお願いいたします。※参考資料を別紙にてお送りいたします。マーカー部分のご確認、ご提示をお願いいたします。</p>	<p>No. 32 を参照してください。</p>
34	<p>その他 湯河原町 LED 化対象施設一覧表 ⑤標準使用年数の表記がございますが定義をお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>同表中、欄外にて記載していますが、湯河原町公共施設個別計画の表 3-4（本計画における標準使用年数と目標使用年数）より抜粋していません。</p>
35	<p>その他 湯河原町 LED 化対象施設一覧表 ⑥法定耐用年数の表記がございますが、今後の町内施設の改修・建替えの情報の開示をお願できますでしょうか。</p>	<p>現時点で明確に決まっておられません。</p>
36	<p>実施要綱 18「現地調査及び詳細協議」 実施要領 18「現地調査及び詳細協議」及び全体スケジュールについて確認させてください。優先交渉事業者の決定が令和 8 年 7 月中旬、詳細協議・現地調査が 7 月下旬、仮契約が 8 月上旬とされていますが、対象施設数や施設ごとの日程調整、現地調査、見積精査、詳細協議等を考慮すると、全施設を対象とした調査・協議を当該期間内に完了させることは、施設側の受入体制も含め、非常に短期間での対応になると考えています。そのため、以下のような進め方は可能でしょうか。【案 1】①優先交渉事業者決定後、速やかに現地調査を開始する。②仮契約は</p>	<p>実施要領内、18 仮契約・現地調査及び詳細協議に記載のとおり、現地調査で詳細な金額を算出していただき、詳細協議を経て仮契約いたします。そのため、プロポーザル提案時の内容で仮契約はいたしかねます。</p>

	<p>プロポーザル提案時の内容に基づき締結する。</p> <p>③令和8年9月議会での議決に向けて現地調査を完了し、調査結果を反映した詳細協議及び見積書を提出する。【案2】①優先交渉事業者決定後、速やかに現地調査を開始する。②仮契約はプロポーザル提案時の内容に基づき締結する。③令和8年9月議会での議決・本契約については、調査完了施設は調査結果を反映し、未調査施設はプロポーザル提案時の内容を基に実施する。④全施設の現地調査完了後、最終見積及び契約内容を確定し、必要に応じて契約変更を行う。また、上記案1の進め方が可能な場合、令和8年9月議会での議決に向けて、現地調査結果を反映した詳細協議及び契約内容の確定については、いつまでに完了している必要があるかご教示ください。あわせて、議会議決に付議するための最終見積書及び契約条件の確定期限についてもご教示ください。さらに、案2のような段階的な契約締結及び契約変更による対応が可能かについても、併せてご教示ください。</p>	
37	<p>仕様書5 業務対象期間</p> <p>賃貸借料のお支払いスケジュールは月額後払いや年額後払い等、ご指定ございますでしょうか。また、特段ない場合はリース会社からご提案させていただけますでしょうか。</p>	No. 23 を参照してください。
38	<p>仕様書7 エ</p> <p>ランプ交換で実施する場合、本件更新対象は、LED ランプのみであり、賃貸借対象物件も LED ランプです。保守については、このLED ランプが対象となります。この為、ランプ以外の既存照明器具等に起因する点滅や不点灯の場合の修繕費用は、貴町負担となりますが、宜しいでしょうか。</p>	No. 9 を参照してください。
39	<p>仕様書8 維持管理業務等 ウ</p> <p>受注者が設ける維持管理に関する連絡窓口</p>	認めます。

	<p>ついて、迅速な対応を行うために「保守・維持管理業務」を担うグループ構成員を窓口としてよろしいでしょうか。</p>	
40	<p>実施要領6 契約方式 貴町との賃貸借契約は代表企業であるリース会社との2者間契約でしょうか。 また、事前に契約書案をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 契約書案については、No. 22 を参照してください。</p>
41	<p>別表2 予想されるリスクと責任分担 「建設段階 工事遅延・未完工」について、感染症流行や地政学的リスク等、事業者の責によらない事由により、納品や工期遅延が起こった場合、事前にご相談の上、対応については別途協議させていただき認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 27 を参照してください。</p>
42	<p>既存照明・種類一覧 「合計本数」の数量は、器具台数でしょうか。もしくは器具に設置してあるランプ全数の数量でしょうか。数量を算出する際に、上記で大幅に本数の差異が出ますのでご確認をお願いいたします。</p>	<p>No. 32 を参照してください。</p>
43	<p>既存照明・種類一覧 「非常灯本数」の数量は、器具台数でしょうか。もしくは器具に設置してあるランプ全数の数量でしょうか。</p>	<p>No. 32 を参照してください。</p>
44	<p>既存照明・種類一覧 非常灯本数に数量が入っている器具については、非常灯照明という認識でよろしいでしょうか。また非常灯の種類をご教授いただきたいです。不可の場合、下記で想定し照明選定を行ってよろしいでしょうか。</p> <p>・設置エリアが「階段」と予想される箇所： 上記の場合「階段通路誘導灯」が設置されると想定されます。その場合ランプ交換は不可のため、器具交換で対応すると想定し照明を選</p>	<p>非常灯照明の認識でよろしいですが、No. 32 及び実施要領内、5対象照明器具の種類及び数量にも記載していますが、記載内容の一切を保証したものではありません。あくまでも目安の数字としてご活用ください。 また、想定される非常灯</p>

	<p>定。</p> <p>・設置エリアが「階段以外」と予想される箇所：「蛍光灯器具一体型の非常灯」が設置されていると想定されます。その場合、施工方法を蛍光灯部分はランプ交換。器具横に専用非常灯を設置するという施工方法で対応することは可能でしょうか。※不可の場合は器具交換となります。</p> <p>また上記が可能な場合でも、設置状況によっては隣に非常灯を別置できないことがあります。その場合については現地調査後等に器具交換でのご提案に変更させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>毎の照明選定方法等については、提案内容によります。現地調査後の詳細協議には応じます。</p>
45	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>「灯用」の数量が未記載・不明の箇所がございますが、対応方法をご教授いただけますでしょうか。例：「○灯で想定」等</p>	<p>対応方法については提案の内容によりますので、お示しすることは出来ません。</p>
46	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>備考欄に写真で参照する旨が記載されている箇所がございますが、写真の添付漏れがある箇所がいくつかございます。そのような器具の対応方法については、想定で選定という形になりますでしょうか。</p>	<p>一部施設の型不明写真について修正しましたので、ご覧ください。写真が無いものについては、想定で選定してください。</p>
47	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「AAA」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FLR40」と想定し、40W型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	<p>再度型式を確認することは出来かねます。また、No. 32 及び実施要領内、5 対象照明器具の種類及び数量にも記載していますが、記載内容の一切を保証したものではありません。あくまでも目安の数字としてご利用ください。</p> <p>想定される内容については、提案内容によりますので、お示しすることは</p>

		出来ません。
48	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「AAA40W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FLR40」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	No. 47 を参照してください。
49	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「FHF40W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FHF32」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	No. 47 を参照してください。
50	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「FL18W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FL20」と想定し、20W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	No. 47 を参照してください。
51	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「FL19W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FL20」と想定し、20W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	No. 47 を参照してください。
52	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「FL36W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FL40」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。</p>	No. 47 を参照してください。
53	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“点灯方式・消費電力「FL37W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p>	No. 47 を参照してください。

	<p>不可である場合「FL40」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	
54	<p>既存照明・種類一覧 “町立湯河原美術館のトイレ車イス用に設置されている照明について、既存ランプ種類が「FL45W」と記載がございました。設置写真を確認させていただいたところ、「FL20」が設置されているように思われますが、再度ランプの型式をご確認いただくことは可能でしょうか。 不可である場合「FL20」と想定し、20W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	<p>No. 47 を参照してください。</p>
55	<p>既存照明・種類一覧 “点灯方式・消費電力「FLR120W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。 不可である場合「FLR110」と想定し、110W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	<p>No. 47 を参照してください。</p>
56	<p>既存照明・種類一覧 “点灯方式・消費電力「FLR32W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。 不可である場合「FLR40」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	<p>No. 47 を参照してください。</p>
57	<p>既存照明・種類一覧 “点灯方式・消費電力「FLR36W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。 不可である場合「FLR40」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	<p>No. 47 を参照してください。</p>
58	<p>既存照明・種類一覧 “点灯方式・消費電力「FLR41W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。 不可である場合「FLR40」と想定し、40W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	<p>No. 47 を参照してください。</p>
59	<p>既存照明・種類一覧</p>	<p>No. 47 を参照してください。</p>

	<p>“点灯方式・消費電力「FR18W」と記載がありましたが、既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。</p> <p>不可である場合「FL20」と想定し、20W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	い。
60	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“「第6分団詰所：2F」、「直管型・下面開放形」の器具について、既存ランプ種類が不明と記載がございます。既存ランプ種類の型式をご確認いただきたいです。不可である場合「FL20」と想定し、20W 型ランプで選定してよろしいでしょうか。”</p>	No. 47 を参照してください。
61	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>“「町立湯河原美術館：3室から5室廊下・階段天井」、「ツイン・下面開放形・FLR27」の器具について、仕様の判明が難しい状況でございます。</p> <p>再度、器具やランプの型式をご確認いただくことは可能でしょうか。”</p>	再度型式を確認することは出来かねます。
62	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>「子育て支援センター：2F 倉庫・給湯室・会議室奥倉庫」、「直管型・逆富士形」の器具について、既存ランプ種類が不明のため、蛍光灯 40W 型と想定し選定してよろしいでしょうか。</p>	No. 47 を参照してください。
63	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>「消防本部（本署）：1F 外階段」、「直管型」の器具について、既存ランプ種類が不明のため、蛍光灯 20W 型と想定し選定してよろしいでしょうか。</p>	No. 47 を参照してください。
64	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>「町立湯河原美術館・おにわ保育園」等、既存器具情報が不明の箇所がいくつかございます。器具選定をするにあたっての対応方法をご教授いただけますでしょうか。器具を想定する形となりますでしょうか。</p>	実施要領内、5対象照明器具の種類及び数量にも記載していますが、記載内容の一切を保証したものではありませんので、お見込みのとおり器具情報を想定する

		形になりますが、想定される内容については、提案内容によります。
65	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>「おにわ保育園：1F 給食休憩室」、「短直管型」の器具について、合計本数が「4～5」と記載されております。台数については「5」と想定してよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領内、5対象照明器具の種類及び数量にも記載していますが、記載内容の一切を保証したものではありません。あくまでも目安の数字としてご活用ください。</p>
66	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>” 「役場第1庁舎：3F 議場天井」、「埋込器具」の器具について、既存ランプ種類が不明のため、蛍光灯40W型と想定し選定してよろしいでしょうか。</p> <p>また、台数についても不明となっておりますが、想定で台数を算出する方法でよろしいでD12:D28でしょうか。”</p>	<p>No. 64 を参照してください。</p>
67	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>「既存照明・種類一覧」のデータをExcel形式でいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能でございますが、個別で送付いたしますので、改めてご連絡ください。</p>
68	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>湯河原小 給食室エレベーター内の照明は対象としますでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
69	<p>既存照明・種類一覧</p> <p>体育館アリーナの他に、足場が必要な箇所（設置位置4m超過）はありますか？</p>	<p>ないと思われませんが、現地調査の結果により必要となった場合は協議させていただきます。</p>
70	<p>仕様書12 提出書類一覧</p> <p>「照明器具管理台帳」とはどのようなものでしょうか。サンプルなどあればご提示ください。全体のCSV一覧のようなイメージでしょうか。</p>	<p>施設毎に照明器具の情報等が認識できれば、書式等は問いませんが、内容により書式等の修正・加筆を依頼する可能性もあります。</p>

71	仕様書 4 頁 7 賃貸借物件の仕様 (4) PCB・アスベスト PCB を含む照明について、ご教示いただけますでしょうか。	No. 11 を参照してください。
72	仕様書 4 頁 7 賃貸借物件の仕様 (4) PCB・アスベスト PCB・アスベストにおいて、アスベスト対応費用は「発注者との協議」と記載されていますが、PCB 含有機器が確認された場合の調査、保管、運搬、処分等に係る費用についても、発注者との協議により別途費用として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。	No. 2 を参照してください。
73	仕様書 4 頁 7 賃貸借物件の仕様 (5) その他 弊社は、本事業において賃貸人・事業主としての立場を想定しており、照明器具の設置工事に係る建設業法上の主任技術者又は監理技術者については、実際に施工を行う建設業許可業者において配置する前提で考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	仕様書 4 頁 8 支持管理業務等 賃貸借期間中の維持管理・保証について、メーカー保証の範囲外となる故障、使用者起因の破損、施設側設備に起因する不具合、作業に伴う仮設費・機材費等は、別途協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 9 を参照してください。
75	対象施設一覧 対象施設に体育館等も含まれていますが、足場を組む必要があるような高所の照明も含まれていますか。また、含まれている場合はどの施設かご教示ください。	No. 69 を参照してください。
76	対象施設一覧 対象施設に学校や保育園等も含まれていますが、作業可能な曜日や時間帯の指定はございますか。また、作業日時に指定のある施設をご教示ください。	学校につきましては、日付に指定はありませんが、時間帯によっては、授業の妨げにならない配慮をお願いいたします。

		<p>また、保育園については、工事に伴い通常保育に影響がある場合は、休日を指定します。影響がない場合は、平日でも可能です。</p> <p>その他の町民等が来館される施設については、休館日または閉館後の作業が好ましいですが、詳細については各施設担当課と協議する必要があります。</p>
77	<p>対象施設一覧</p> <p>上記質問にあわせて、施設側の要望で夜間または土日祝日の作業が基本となった場合の工賃割り増し費は協議可能でしょうか。</p>	<p>条件等につきまして、協議は可能でございます。</p>
78	<p>対象施設一覧</p> <p>美術館の作業について、美術品が傷つかないように、事前に美術品の養生や場所の移動をしていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>工事内容や施工時期によっては、美術品の養生や移動が必要になりますので、美術館と協議してください。</p>
79	<p>対象施設一覧</p> <p>対象の照明のなかに、特殊照明等も含まれていますか。</p>	<p>対象照明については、既存照明・種類一覧ファイル内にあるものとなっております。また、実施要領内、5対象照明器具の種類及び数量にも記載していますが、記載内容の一切を保証したものではありませんので、現地調査の結果を経て判別される照明もある可能性がございます。現段階では、美術館を対象としており、美術品</p>

		(日本画が主)に適した照明を設置する必要がありますので(紫外線/赤外線カット、高演色、色味の統一、光量調節など)、事前に美術館と協議してください。
80	対象施設一覧 整備する照明には、調光や調色照明はありますか。 また、あるようであれば、その内容をお示してください。	No. 79 を参照してください。
81	既存照明・種類一覧 奥湯河原会館の油庫については、防爆照明になりますか。 また、その場合は器具交換でしょうか。 併せて防爆配管の改修等も必要でしょうか。	No. 47 を参照してください。また、改修等が必要になった場合は、協議させていただきます。
82	既存照明・種類一覧 一覧では既存照明の詳細が不明となっている照明もありますが、想定で見込んでよろしいでしょうか。 また、想定よりも特殊な仕様の場合は協議事項となりますでしょうか。	No. 64 を参照してください。また、協議が必要な場合は協議させていただきます。
83	実施要領 4 頁 14 業務提案書等の提出 (1) 提出書類 見積書の提出がありますが、書式に指定はないという認識でよろしいでしょうか。 例えば、提出金額は税込み総額でよろしいでしょうか。	No. 15 を参照してください。
84	その他 支払いに関して記載はありませんが、どのような支払い方法を想定されていますか。 例)均等分割払い(年12回)等	No. 23 を参照してください。